

(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約書

- 契約締結日： 平成 年 月 日
- サービス提供施設（以下「ホーム」という）の表示
名称 ハーモニーライフ八幡山
所在地 東京都世田谷区八幡山3丁目24-4
(指定(介護予防)特定施設入居者生活介護 : 1371215532 号)
- 契約当事者の表示

利用入居者： _____ 印（以下「入居者」という）
(男・女)
(明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)

施設提供者： メディカル・ケア・プランニング株式会社
_____ 代表取締役 山田 一幸 印（以下「事業者」という）
住所：東京都江戸川区北葛西一丁目22番17号

● 契約当事者以外の事項

契約立会人(1) : _____ 印
住所 : _____
入居者との続き柄： 配偶者・身元引受人・家族 ()
生活支援員・その他 ()

契約立会人(1) : _____ 印
住所 : _____
入居者との続き柄： 配偶者・身元引受人・家族 ()
生活支援員・その他 ()

契約立会人(1) : _____ 印
住所 : _____
入居者との続き柄： 配偶者・身元引受人・家族 ()
生活支援員・その他 ()

(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約書

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用にあたり、下記のとおり（以下「本契約」という）を締結します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、入居者に対し、ホームにおいて介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、入居者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。
- 2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ）は、別紙『介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

- 第2条 本契約の有効期間は、
平成 年 月 日 ～ 年 月 日
とします。
- ただし、上記の契約期間満了日以前に、入居者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消し等の手続き（以下「要介護認定等」という）により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規定)

- 第3条 事業者は、指定（介護予防）特定施設ごとに次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規定（以下「運営規定」という）を定めます。
- 一 事業の目的
 - 二 運営の方針
 - 三 入居定員及び居室数事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数
 - 四 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容
 - 五 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容
 - 六 （介護予防）特定施設入居者生活介護の利用料その他の費用の額
 - 七 介護居室に移る場合の条件
 - 八 施設の利用に当たっての留意事項
 - 九 緊急時における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービスの内容)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、事業者が入居者に対して提供する、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

(保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「保険給付対象外サービス」とは、前条において提供するサービスのうち介護保険の給付の範囲を超えるサービス及び前条に定めるサービス以外のサービスであって、別紙「要介護認定等に伴う確認」の書面に定めるものをいいます。

(介護の場所)

第6条 事業者が、入居者に対し本契約に基づくサービスを、原則としてホームにおける入居者の介護居室において提供します。

(要介護認定等に伴う確認)

第7条 事業者は、入居者の要介護認定等が確定・更新・変更された場合に、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認」の書面を入居者に交付します。

- 一 要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間
 - 二 認定審査会の意見
 - 三 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、事業者は入居者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての入居者の意思を確認します。
- 一 本契約第4条に定める「保険給付対象外サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払について、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は償還払いを希望するかの確認
 - 二 本契約第5条に定める「保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の額への同意
 - 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、入居者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
 - 四 その他入居者又は事業者において必要と考えられる事項

(介護予防) 特定施設サービス計画の作成・変更)

- 第8条 事業者は、介護保険法令等に基づき、入居者の「(介護予防) 特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定めます。
- 2 事業者は、前項の計画作成担当者が作成する「(介護予防) 特定施設サービス計画」の作成、変更等について、入居者に対して説明し、協議し、同意を得たうえで決定します。その内容は、入居者に対して書面を交付して確認するものとしします。
- 3 事業者は、入居者に対して交付する要介護認定等に伴う確認の書面（本契約第7条）及び前項の書面には、計画作成担当者名を明記します。

(事業者の守秘義務)

- 第9条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た入居者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(サービス利用料金)

- 第10条 入居者は、事業者に対して、介護保険法令等及び本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要介護認定等に伴う確認」（本契約第7条）及び「(介護予防) 特定施設サービス計画の作成・変更」（本契約第8条）に基づき支払うものとしします。
- 2 事業者は、入居者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、入居者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書を予め送付します。

(利用料金の変更)

- 第11条 本契約第7条第2項第一号の定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は入居者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。
- 2 本契約第7条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、入居者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合事業者は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとしします。

(証明書の交付)

- 第12条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、入居者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。
- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は入居者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に対して損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

(契約の終了事由)

第14条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 入居者が死亡した場合
- 二 要介護認定等により入居者が自立と認定された場合
- 三 ホームの入居契約が終了した場合
- 四 ホームが介護保険法令等に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 入居者がホームの（介護予防）特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 六 第15条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行いません。
 - 一 一定の観察期間をおくこと
 - 二 医師の意見を聴くこと
 - 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと
 - 四 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、入居者がしばしば遅滞し、その支払がない場合など、本契約における入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 前項において、入居者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第7条第2項第一号の費用の利用料の支払を遅滞する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6ヶ月とします。

(入居者からの中途解約)

第16条 入居者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第17条 第14条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、入居者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

(苦情処理)

第18条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

2 入居者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立期間や紛争解決期間に苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、入居者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と入居者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第20条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、入居者及び事業者は予め合意します。

介護サービス等の一覧表

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額費用に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<基本(必須)サービス>				
状況把握(安否確認)		—	■	—
・巡回 日中	○	—	■	—
・巡回 夜間	○	—	■	—
生活相談	○	—	■	—
緊急時対応	○	—	■	—
オンコール対応	○	—	■	—
<介護サービス>				
食事介助	—	左記介護サービス パック料金 108,000円/月額	■	—
排泄介助	—		■	—
おむつ交換	—		■	—
機能訓練	—		■	—
入浴(一般浴)介助	—		■週2回	週3回以上希望であれば、1回につき1,080円
清拭	—		■	—
特浴介助	—		■週2回	週3回以上希望であれば、1回につき1,080円
身辺介助	—		■	—
・体位交換	—		■	—
・居室からの移動	—		■	—
・衣類の着脱	—		■	—
・身だしなみ介助	—		■	—
おむつ代	—		実費	—
通院介助 (協力医療機関)	—	1時間1,320円	—	1時間1,320円
通院介助 (上記以外)	—	1時間1,320円	—	1時間1,320円
<生活サービス>				
居室清掃	—	1回660円	■週2回	週3回以上希望であれば、1回につき660円
リネン交換	○	—	■週1回	週2回以上希望であれば、1回につき660円
日常の洗濯	—	1回660円	■週2回	週3回以上希望であれば、1回につき660円
居室配膳・下膳	—	1回660円	■	—
嗜好に応じた特別食	—	実費	—	実費

介護サービス等の一覧表

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額費用に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
おやつ	○昼食代に含む	○昼食代に含む	○昼食代に含む	○昼食代に含む
理美容	—	実費	—	実費
買物代行(通常の利用区域)	—	1時間1,320円	■	—
買物代行(上記以外の区域)	—	1時間1,320円	—	1時間1,320円
役所手続き代行	○	—	■	—
<健康管理サービス>				
定期健康診断	—	実費	—	実費
康相談	○	—	■	—
生活指導・栄養指導	○	—	■	—
服薬支援	○	—	■	—
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	○	—	■	—
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス	○	—	○	—
入退院時の同行(協力医療機関)	—	時間2,200円	■	—
入退院時の同行(上記以外)	—	時間2,200円	■	—
入院中の洗濯物交換・買物	—	時間2,200円	—	時間2,200円
入院中の見舞い訪問	○	—	■	—
<その他サービス>				
フロントサービス * 月額35,000円				
来訪者の受付、取次	*		*	
郵便物等の配達物の受付・保管	*		*	
タクシー等の手配	*		*	
金銭管理サービス	○	—	○	—

この様式は参考様式です。住宅ごとに、独自様式により作成しても差し支えありません。

注1) 自立、要支援及び要介護状態区分に応じて(※)介護サービス等の一覧表を作成すること。
※自立、要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅴと区分した場合は8区分となるが、一覧表を分かりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、住宅のサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えないものであること。
※住宅で行われるサービスは全て記載すること。

注3) 記入にあたっては、回数、費用負担を明らかにすること。

注4) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。